平成２１年（フ）第１５５号
長崎県諫早市目代町205番地７
債務者　山本　和江
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
長崎県大村市協和町696番地１　サンコーポたかいらＡ－３、前住所長崎県諫早市幸町７番43号
債務者　川原　信江
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
長崎県大村市水田町1427番地
債務者　浜端こと　濱端　祐子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
岩手県釜石市両石町第２地割47番地１
債務者　山崎眞津子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第７６５号
仙台市宮城野区栄４丁目11番７号　コーポ郡山105
債務者　山田　慶一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８８７号
仙台市若林区新弓ノ町43番地の３　佐藤アパート22
債務者　今野　　久
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２１号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅９棟815
債務者　菅原　孝二
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９４４号
仙台市若林区若林３丁目１番16号　タンノアパート２Ｆ
債務者　三塚　政郁
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８１号
仙台市泉区将監５丁目１番12―55号
債務者　小野絵利香
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９７号
仙台市青葉区堤町２丁目５番11号　コーポ堤106
債務者　佐々木一治
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３２号
仙台市青葉区愛子東５丁目16番18号
債務者　加藤　大作
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５４号
仙台市若林区五十人町143番地の５
債務者　戸塚よし子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３６号
宮城県気仙沼市唐桑町神の倉191番地、住民票上の住所宮城県気仙沼市内の脇２丁目30番地　小山アパート10号
債務者　熊谷　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第３７号
宮城県気仙沼市唐桑町神の倉191番地、住民票上の住所宮城県気仙沼市内の脇２丁目30番地　小山アパート10号
債務者　熊谷　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第１９７号
福島県伊達市箱崎字上川原61番地５
債務者　小野　晴一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２２２号
福島市丸子字中町裏８番地の１
債務者　渡邉　明代
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２２５号
福島県伊達市梁川町八幡字台後28番地
債務者　萩原　京子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福島地方裁判所